

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
交付規程

制定 2019年4月1日
S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1

(目的)

第1条 この交付規程は、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付要綱（20190204財資第1号。以下「交付要綱」という。）第22条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が行う災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金（以下「本事業」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 S I I が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)並びに交付要綱に定めるところによるほか、この交付規程に定めるところによる。

(定義)

第3条 この交付規程における用語の定義は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 「災害時」とは、地震・風水害・その他何らかの自然および人為的な要因により、特定の地域もしくは広域的に、大規模な停電が発生する可能性がある時のことをいう。
- (2) 「活用可能」とは、最低限の電力エネルギーを需要家側で確保し、エネルギー供給源を分散化することで、災害による大規模停電の被害・リスクを最小化し、電力レジリエンスを向上させるために、家庭用蓄電池システムを活用することをいう。
- (3) 「家庭用蓄電池システム」とは、リチウムイオン電池を用いて、一般家庭等で使用する電気を蓄えておくことができる装置のことをいう。

(交付の対象および補助率)

第4条 S I I は、本事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I I が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置若しくは指名停止措置が講じられている者又は別紙の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 S I I は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1に

よる交付申請書にS I Iが指示する書類を添付して、S I Iが指示する期日までに提出させるものとする。

- 2 S I Iは、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定と通知）

第6条 S I Iは、前条第1項の規定に基づく交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、**様式第2**による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、S I Iは、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 S I Iは、前項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 S I Iは前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 4 S I Iは、補助金の交付が適当でないとして認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 S I Iは、前条第1項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件のほか、必要に応じ、その他の条件を付することができるものとする。

- (1) 補助事業者は、適正化法、施行令、交付要綱、交付規程、公募要領、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I Iに報告すること。
- (3) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第14条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、S I Iの指示

に従うこと。

- (6) 補助事業者は、S I I が第 18 条第 3 項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 18 条第 6 項の規定に基づき延滞金を納入すること。
- (7) 補助事業者は、S I I が第 22 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 補助事業者は、S I I が第 22 条第 4 項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、第 22 条第 5 項の規定に基づき加算金を併せて納入すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 22 条第 6 項の規定に基づき延滞金を納入すること。
- (9) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ S I I の承認を受けること。
- (11) 補助事業者は、第 25 条第 3 項及び第 26 条第 4 項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納入すること。
- (12) 補助事業者は、補助事業終了後 5 年間、S I I 又は経済産業省の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。
- (13) 別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に、**様式第 3** による交付申請取下げ届出書を S I I に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、S I I 又は経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 S I Iは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 S I Iは、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 S I Iは、第1項の承認に際して、予め経済産業省と協議を行うものとする。

(中止又は廃止の承認)

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の全部を中止又は廃止しようとする場合、あらかじめ様式第5による中止（廃止）承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約を締結することができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、S I Iに届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、S I Iの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 S I Iは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はS I Iから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I Iが第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) S I Iは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I Iが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに**様式第6**による事故報告書をS I Iに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第15条 補助事業者は、S I Iが特に必要と認めて要求したときは、**様式第7**による補助事業実施状況報告書をS I Iが要求する期日までに提出しなければならない。

2 S I Iは、前項の報告に関し、必要と認める場合には、補助事業者にヒアリング調査を実施するものとする。

(補助事業の継承)

第16条 S I Iは、補助事業について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、**様式第8**による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に

係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績の報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業の完了（第10条第1項の規定に基づく補助事業の廃止承認を受けた場合を含む。以下この条において同じ。）の日から起算して30日を経過した日又はS I Iが別に定める日のいずれか早い日までに、**様式第9**による実績報告書に、S I Iが定める書類を添えて、S I Iに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、S I Iが別に定める日までに完了しなかったときは、当該年度の3月末までに、**様式第10**による補助事業年度末実績報告書をS I Iに提出しなければならない。
- 3 補助事業者若しくは申請代行者は、第1項から第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめS I Iの承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第18条 S I Iは、前条第1項の補助事業実績報告書による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
- 3 S I Iは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 S I Iは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納入期限
- 5 S I Iは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、**様式第11**により報告させるものとする。
- 6 S I Iは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納入期限までに納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第19条 S I Iは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、**様式第12**による精算（概算）払請求書をS I Iに提出しなければならない。

(申請代行者)

第20条 申請者は、第5条の交付申請書、第8条の交付申請取下げ届出書、第10条の計画変更承認申請書、第11条の中止(廃止)承認申請書、第14条の事故報告書、第15条第1項の状況報告書、第16条の承継承認申請書、第17条第1項の実績報告書、第17条第2項の年度末実績報告書、第18条第5項の返還報告書、第19条第2項の精算(概算)払の請求、及びその他S I Iが指示する手続きを、S I Iが別に定める条件を満たす者(以下「申請代行者」という。)に対し依頼することができる。

2 申請代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また当該手続き代行を通じて申請者に関して知り得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 申請代行者は、手続きにあたって申請者から提供され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うものとする。

4 S I I は、申請代行者が第1項に規定する手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) S I I が行う契約の全部又は一部について、一定期間指名等の対象外とすること。

(2) S I I が実施する全ての補助金について、一定期間の交付及び手続き代行の停止を命ずること。

(3) 当該申請代行者の名称及び不正の内容を公表すること。

5 S I I は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは申請代行者に対し、協力を求めることができるものとし、申請代行者はS I Iからの協力依頼に対して必ず協力しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第13**による消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書をS I Iに報告しなければならない。

2 S I Iは、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第18条第4項から第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第22条 S I Iは、第10条第1項第4号の補助事業の一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。

(1) 補助事業者が、法令、交付要綱若しくは交付規程又は交付規程に基づくS I Iの処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部

を継続する必要がなくなった場合。

- (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第18条第1項の補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 S I Iは、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 S I Iは、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 S I Iは、前項の返還を請求するとき（第1項第4号に規定する場合を除く。）、当該補助金の受領の日から納入の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既納入額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 S I Iが第4項の返還を請求するとき（第1項第4号に規定する場合に限る。）の当該返還については、第18条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、第18条第5項で「**様式第11**」とあるのは「**様式第14**」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

- 第23条 S I Iは、前条第4項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 S I Iは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納入した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第24条 S I Iは、第18条第6項の規定に基づき延滞金を徴収する場合（第21条第3項及び第22条第6項で準用する場合を含む。）において、返還を請求した補助金の未納入額の一部が納入されたときは、当該未納入金からその納入金額を控除した額を基礎として当該納入の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（財産等の管理等）

- 第25条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、**様式第15**による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、**様式第16**による取得財産等明細表を第17条第1項に定める実績報告書に添付して提出しなければならない。
- 3 S I Iは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるとき

は、その収入の全部又は一部をS I Iに納入させることができる。

(財産等の処分の制限)

第26条 取得財産等のうち、S I Iが処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ**様式第17**による財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(第三者委員会の設置)

第27条 S I Iは、有識者から構成される委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置して、補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。

- 2 補助事業者は、当該事業の進捗状況について第三者委員会の求めに応じて報告を行うとともに以後の業務に反映させるものとする。
- 3 補助事業者は、第三者委員会の助言に従い、補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第28条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第29条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

(現地調査等)

第30条 経済産業省またはS I Iが必要と認めるときは、経済産業省職員又はS I I職員が現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

(その他必要な事項)

第31条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、S I I が別に定める。

附則

1. この規程は、2019年4月1日から実施する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(別表)

補助対象経費の区分	内容	補助率
設 備 費	災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業の実施に必要な設備（家庭用蓄電池、家庭用EMS、計測・制御機器等）の購入にかかる経費	1 / 3 以内
工 事 費	災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業の実施に必要な工事や設備の据え付けにかかる経費	

(様式第1)

申請書番号

年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあたっては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
交付申請書

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1。以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付要綱（20190204財資第1号。以下「交付要綱」という。）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助金交付申請額	
(1) 補助事業に要する経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金交付申請額	円
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）	
3. 役員名簿（別紙2）	
4. 補助事業の開始及び完了予定日	年 月 日

※1 一般社団法人環境共創イニシアチブの災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた交付要綱第3条に基づく国庫補助金を交付するものです。

※2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費 (注1)	補助対象経費の額 (注2)	補助率 (注3)	補助金の交付申請額 (注4)
設備費				
工事費				
諸経費				
消費税				
合計				

(注1) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注2) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注3) 補助率には、1/3以内を記載すること。

(注4) 「補助金の交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額 (1円未満は切捨て) のことをいいます。

(別紙2)

役員名簿

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
(例)ケイザイ タロウ	経済 太郎	S	35	01	01	M	(株)経済産業	代表取締役社長

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日に申請（申請番号）のありました災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金については、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日に申請のありました災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。
4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付要綱（20190204財資第1号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。
5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第3)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあたっては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
交付申請取下げ届出書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があった上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第8条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由

2. 取下げようとする交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

- (1) 補助対象経費 円
(2) 補助金の額 円

(様式第4)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
計画変更承認申請書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があつた上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第10条第1項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 補助事業の一部の中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第5)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあたっては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があった上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第11条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 中止（廃止）の内容
2. 中止（廃止）とする理由
3. 中止（廃止）しようとする交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費 円
 - (2) 補助金の額 円

(様式第6)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
事故報告書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があった上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第14条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第7)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
状況報告書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があつた上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第8)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
承継承認申請書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があつた上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第16条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の内容
3. 承継理由
4. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
5. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第9)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
実績報告書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があった上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の交付決定額

円

2. 事業完了日

年 月 日

3. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

収支明細表

補助対象経費の区分	交 付 決 定 額 (単位：円)					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
設備費						
工事費						
諸経費						
消費税						
合 計						

補助対象経費の区分	決 算 額						備 考
	収入	支 出				差 引	
	補助金の収入額	補助対象経費の実績額	補助対象経費の限度額	補助率(注1)	補助金の額		
設備費							
工事費							
諸経費							
消費税				—			
合 計				—			

(注1) 補助率には、1/3以内を記載すること。

(注2) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第25条第2項の規定に基づき、様式第16による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第10)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
年度末実績報告書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があつた上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の交付決定額

円

2. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

収支明細表

補助対象経費の 区分	交 付 決 定 額 (単位：円)						交付決定額のうち 翌年度への繰 越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額			
	補助対 象経費	補助金 の額	補助対 象経費	補助金 の額	補助対 象経費	補助金 の額	補助対 象経費	補助金 の額
設備費								
工事費								
諸経費								
消費税								
合 計								

補助対象経 費の区分	繰越額差引後		決 算 額					差 引	備 考
			収入	支 出					
	補助対象 経費	補助金の 額	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象経 費の限度額	補助率 (注1)	補助金 の額		
設備費									
工事費									
諸経費									
消費税						—			
合 計						—			

(注1) 補助率には、1/3以内を記載すること。

(注2) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第25条第2項の規定に基づき、様式第16による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第11)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
返還報告書(確定に係るもの)

年 月 日に交付の決定(交付決定番号)があつた上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程(S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1)第18条第5項の規定に基づいて、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金確定通知額及び年月日
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還すべき金額及び年月日
5. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
6. 延滞金の算出根拠
7. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

(様式第12)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
精算（概算）払請求書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があった上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（別紙）（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先
金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(別紙)

精算(概算)払請求内訳書(単位:円)

補助対象経費 の区分	交付決定額		経費実績及び見込額		請求金額	
	補助事業に 要する経費	補助金額	実績額 (年月日 ～年月日)	支出見込額 (年月日 ～年月日)	前回までの 受領額	今回請求額
設備費						
工事費						
合 計						

(様式第13)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 に交付の決定（交付決定番号）があつた上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付規程第18条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（上記3-2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第14)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
返還報告書（取消しに係るもの）

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があつた災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第22条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 既に交付を受けている補助金の額
2. 返還を請求された金額及び年月日
3. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
4. 加算金及び延滞金の算出根拠
5. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

(様式第15)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第26条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（イ）無形資産、（ウ）開発研究用資産、（エ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 既存資産を改造した効用の増加した財産の価格については、補助金等の管理上の都合により、既存資産に加算して整理することが困難な場合は、当該額を単独の資産とみなして記載するものとする。
5. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第16)

取得財産等管理明細表 (年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第26条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（イ）無形資産、（ウ）開発研究用資産、（エ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 既存資産を改造した効用の増加した財産の価格については、補助金等の管理上の都合により、既存資産に加算して整理することが困難な場合は、当該額を単独の資産とみなして記載するものとする。
5. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第17)

番 号
年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
財産処分承認申請書

年 月 日に交付の決定（交付決定番号）があつた上記補助金について、災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金交付規程（S I I - E 2 - R - 2 0 1 9 0 4 0 1）第26条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由